

第三号議案 いずみ会規約及びいずみ会規則改正の件

●いずみ会規約

1. 改正案

第5章 役員

(種類及び定数)

第18条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名→1～2名
- (3) 理事 10名以上
- (4) 監査役 3名

2. 改正理由

いずみ会役員の業務をスリム化の中で、副会長3名は実務内容から1～2名で十分に対応できると判断して規約改正を上程する。

●いずみ会規則

1. 改正案

以下の規則部分に下線部の文章を改正・追加する。

2. 改正理由及び背景

いずみ会会費制度は1994年に制定され今年で32年を迎えるが、その間会費年額1,000円は変更されていない。他校同窓会の年会費の多くは2,000円以上となっている。いずみ会においてもここ数年の収支は、支出を抑えることで繰越資産の減衰を抑えているが、今後の新会員数の減少は明らかで、収入としての入会金を期待する事ができない。そのため会費を年額2,000円に改定する事とした。同時に、継続的支払いの利点として、一括終身払いを新設して従来の支払総額相当の50,000円を設定した。